

日揮触媒化成 サプライヤー行動規範

日揮触媒化成（以下、「当社」という）は、日揮グループの一員として「Enhancing planetary health」をパーパス（存在意義）に掲げ、その実現に向けて取り組んでいます。当社は、このパーパスの達成に向け、環境、社会、ガバナンス、品質、安全、衛生等の分野での活動において、サステナビリティを積極的に追求しています。

当社は、このパーパスの達成に向けて、当社が購買・調達させていただく全てのお取引先様（以下、「サプライヤー」という）と共に、サプライチェーン全体でサステナビリティに配慮した購買・調達活動を推進します。当社は、サプライヤーの皆様と、サステナビリティに関する取り組みを共有する「日揮触媒化成サプライヤー行動規範」（以下、「本行動規範」という）を定めています。当社は、サプライヤーの皆様の本行動規範を理解いただき、当社と共に取り組んでいただくことを期待します。加えて、サプライヤーの皆様のお取引先様へも、本行動規範を共有いただくことを期待します。

当社は、サプライヤーの皆様との対話を通じて、本行動規範の理解と推進状況を確認し、取り組みへの協力を求めます。さらに、当社は、必要に応じて、サプライヤーの皆様に対し、質問状への回答、面談の実施、資料や記録の提供、現地調査の受け入れ並びに自社のサプライチェーンの調査への協力を求めることがあります。

I コンプライアンス

1. 法令遵守

サプライヤーは、適用される関連法令や基準を遵守します。また、取扱製品・サービスに係る許認可の取得、諸届け等の手続きを適切に行います。

2. 贈収賄防止

サプライヤーは、贈賄またはそれに類する不正な接待、贈答、便益の供与その他経済的な利益の申出・約束・供与を行いません。政治家や公務員とは透明かつ公正な関係を維持します。

3. 他社との不適切な利益の授受の防止

サプライヤーは、他社との間で社会通念上妥当な範囲を超える贈答・接待を行わず、また、これを受けません。

4. 競争法違反の防止

サプライヤーは、競合他社と価格、数量、仕様、生産レベル、コスト、受注意欲、その他契約条件等についての情報交換・取り決めを行うなど、適用される競争法または独占禁止法に違反する行為を行いません。また、正当な理由なく特定の事業者との取引を不当に制限せず、その他談合に該当する行為を行いません。

5. 利益相反の防止

サプライヤーは、当社のサプライヤーとして活動するにあたり、利益相反が発生しないようにします。

6. 貿易に関する国際的な取り決めの遵守

サプライヤーは、関係当局によって課される経済制裁や禁輸措置を含む、輸出入管理に関する各国諸法令等を理解・遵守の上、取引を行います。また、法令等に則り関係官公庁に真正な手続きを行います。

7. 反社会的勢力の排除

サプライヤーは、暴力団その他反社会的勢力との関係を一切持ちません。また、これらの勢力からの要求は断固として拒否し、利益の供与を行いません。さらに、テロ行為、マネーロンダリング、その他の組織的犯罪に関与しません。

II 人権尊重

1. 人権侵害の防止

サプライヤーは、人権に関する各国法令の遵守及び国際規範の尊重により、人権を損なうこととなるような行動に関与せず、これを防止します。

2. 差別、ハラスメントの禁止

サプライヤーは、国籍、民族、人種、肌の色、宗教、性別、性的指向、性同一性、年齢、心身の障害、病気等を理由とした差別やハラスメントを禁止し、許容しません。

3. 強制労働の禁止

サプライヤーは、債務労働を禁止し、身分証を目的外で保管する等の離職を妨害する行為をしません。また、すべての労働は自発的なものであり、労働者が自らの意思で離職できることを保証します。

4. 児童労働の禁止

サプライヤーは、各国法令の最低就業年齢に満たない児童を就業させません。さらに、18歳未満の労働者を、危険で有害な労働に就かせません。

5. 労働法令の遵守

サプライヤーは、事業活動を行う国や地域の賃金に関する関連法令、残業代の支払規則や労働協約を遵守したうえで、労働者に対して公正かつ迅速に賃金を支払います。賃金は、事業活動を行う国や地域の法定最低賃金規制を遵守します。また、食料・住居・教育・医療など、基本的な生活の維持に必要な水準を考慮した賃金の設定に努めます。さらに、労働時間、特に残業時間に関する法的要件を遵守し、労働者の労働時間・休日・休暇を適切に管理します。

6. 結社の自由

サプライヤーは、労働者が報復や嫌がらせを受けることなく結社する自由や団体交渉する権利を尊重します。

7. 外国人労働者への配慮

サプライヤーは、外国人労働者や移住労働者が脆弱な立場に置かれ易いことを認識し、彼らを公正に扱い、透明な雇用条件や労働条件を提供し、労務管理において注意を払います。

8. 人権 デュー・ディリジェンスへの協力

サプライヤーは、当社が人権デュー・ディリジェンスを実施する場合には、これに協力するように努めます。人権デュー・ディリジェンスとは、人権への影響を特定し、防止・軽減し、取組みの実効性を評価し、どのように対処したかについて説明・情報開示していくために実施する一連の行為を指します。

III 環境

1. 化学物質の適切な管理と排出削減

サプライヤーは、事業活動を行う国や地域の化学物質管理に関する法規制を遵守し、事業に必要な許認可・承認の取得・維持、必要な登録・報告を確実に実施します。また、排水、排気、廃棄物等により環境に排出される化学物質を適切に管理するとともに、排出削減に努めます。

2. 温室効果ガス（GHG）の排出削減

サプライヤーは、二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、代替フロン等の温室効果ガス（GHG）の排出量削減に向けた中長期的な目標の設定、計画の策定と実行により、温室効果ガス（GHG）の排出削減に努めます。

3. 廃棄物の適切な管理と削減

サプライヤーは、事業活動を行う国や地域の廃棄物処理に関する法規制を遵守し、事業に必要な許認可・承認の取得・維持、必要な登録・報告を確実に実施します。また、廃棄物を適切に管理するとともに、排出削減に努めます。

4. 資源の効率的な利用

サプライヤーは、エネルギー、水、原材料等の資源の効率的な利用に努めます。これには、Reduce（削減）、Reuse（再利用）、Recycle（再資源化）の3R及びRenewable（再生材、バイオ素材、再生可能エネルギー等の持続可能な資源への切り替え）を含みます。

5. 地球環境の保護

サプライヤーは、環境負荷の低減や生物多様性の保全等への取り組みを通じて、地球環境の保護に努めます。

IV 労働安全・衛生

1. 安全な労働環境

サプライヤーは、職場におけるリスクアセスメントを実施し、特定されたリスクを低減することを通じて、全ての労働者のために安全な労働環境を確保します。これには、安全教育の実施、必要な防護品の提供、緊急事態時の対応計画の制定及び訓練等を含みます。

2. 衛生的な職場環境の提供と健康管理

サプライヤーは、全ての労働者に対して衛生的な職場環境を提供するとともに、健康診断やメンタルヘルス対策等を含む適切な健康管理を行います。

3. 有害な化学物質等への暴露防止

サプライヤーは、リスクアセスメント、管理基準の制定、運用及び作業環境測定、保護具の提供、適切な教育を通じて、労働者の人体に有害な化学物質、騒音、悪臭等への暴露を防止します。

4. 安全・衛生統計の記録と是正措置

サプライヤーは、労働関連の災害に関する安全・衛生統計を記録し、適切な是正措置を講じるよう努めます。

5. 化学物質に関する情報の提供

サプライヤーは、適用される関係法令や基準に基づき、化学物質の有害性等に関する情報を適切に提供します。

V 品質管理

1. 技術者倫理の徹底

サプライヤーは、業務遂行にあたって、データのねつ造または改ざん、欠陥の隠ぺいまたは黙認、無免許または無資格者による検査の実施、資格の詐称、技術の盗用、既定の手続の意図的な無視など、社会通念上の倫理規範に反する行動を取りません。

2. 製品・サービスの安全性の確保

サプライヤーは、事業活動を行う国や地域の法令に定められた安全基準を満たす製品・サービスを提供します。

3. 製品・サービスの品質の確保

サプライヤーは、事前に取り決めた品質基準を満たす製品・サービスを提供します。万が一、品質不適合または事故等が発生した場合、速やかに当社に報告し、適切な対応を行います。

VI 情報管理

1. 知的財産権の尊重

サプライヤーは、第三者の知的財産権を尊重し、知的財産に関する法令を遵守します。また、当社が使用を許諾した知的財産権を契約で定めた利用可能な範囲内においてのみ使用します。

2. 秘密情報・個人情報の保護

サプライヤーは、当社から開示された秘密情報、個人情報について、その権利と価値を十分に尊重し、契約や法令に従って適切に管理します。

3. IT 防御策

サプライヤーは、自社の IT 環境への脅威に対する防御策を講じ、不正アクセスや情報漏洩のリスクを最小化するための措置を講じます。

4. セキュリティインシデントへの対応

サプライヤーは、サプライヤーまたはそのサプライチェーンにおいて情報セキュリティインシデントが発生した場合、速やかに当社に報告します。

5. サイバー犯罪組織への対応

サプライヤーは、サイバー犯罪組織からの要求を断固として拒否し、利益の供与を行いません。

VII サプライチェーン

1. 責任ある鉱物調達

サプライヤーは、サプライチェーンにおいて鉱物調達を伴う場合、責任ある鉱物調達（サステナビリティの観点から人権侵害等のリスクのある鉱物を使用しないよう努めること）を実施するなど、責任あるサプライチェーンの構築に努めます。

2. 公正な取引先選定

サプライヤーは、取引先の選定にあたっては、物品またはサービスの品質・信頼性・納期・価格並びに取引先の経営の安定性、技術力等に加え、本行動規範に定められる項目に対する社会的責任を果たしているかを十分に評価したうえで、適切かつ公正に行います。

3. 地域社会との共生

サプライヤーは、事業活動がもたらす地域社会への負の影響を低減するための取り組み及び地域社会の持続可能な発展に貢献する活動の実施に努めます。

VIII 通報・報告

1. 通報制度

サプライヤーは、サプライヤーで働く従業員等が報復の恐れを抱くことなく、不正行為や本行動規範に反する行為を通報できる体制を自社内に整えるよう努めます。

2. 当社への報告

サプライヤーは、不正行為や本行動規範に反する行為により、当社との取引に影響が生じる場合、速やかに当社に報告します。

以上